

2018年度版

高校生対象

私立高等学校等 就学支援金制度のご案内

申請・受給方法ガイドブック

高校生活をサポートする

その他の授業料等補助制度（案内）

◎静岡県高等学校
授業料減免費補助金

◎静岡県私立高等学校
奨学給付金

◎各自治体による授業料補助
(豊川市／豊橋市／新城市)

各制度の詳細は別途お問合せください

聖隸クリストファー高等学校 総務部

高等学校等就学支援金とは

高校等に通う家庭の教育負担を国が支援する制度で、申請・届出により認定されれば受給することができます。

- ・貸与型の奨学金ではありませんので返済は不要です
- ・学校（学校法人等）が代理受領し授業料と相殺されます
- ・受給資格認定により受給金額・受給期間等は異なります

◎受給対象者

- ①保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額（両親合計）が50万7000円未満の者
- ②高等学校等に在学した期間が通算36ヶ月以内の者

◎支給金額

道府県民税所得割額 および 市町村民税所得割額 (保護者合計)	年収目安	受給区分	
		加算	支給金額
507,000円未満	910万円 未満程度	基本	月額 9,900円
257,500円未満	350～590万円 程度	1.5倍	月額 14,850円
85,500円未満	250～350万円 程度	2倍	月額 19,800円
0円 (非課税)	250万円 未満程度	2.5倍	月額 24,750円

*道府県民税所得割額・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます

- ・課税証明書（市町村役場・出張所等で発行できます）
- ・特別徴収額の決定・変更通知書（勤務先で毎年6月頃に配布されます）
- ・住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付されます）

*保護者（親権者）の「道府県民税所得割額と市町村民税所得割の合計」により支給金額が異なります。（課税対象年度は右記をご確認ください）

*2倍加算または2.5倍加算対象者は、別途授業料減免（月額上限18,000円免除）の対象となり、実質的な授業料額は0円となります。

区分	授業料	就学支援金	授業料減免	実質授業料
通常		—	—	33,900円
基本	月額 33,900円	9,900円	—	24,000円
1.5倍		14,850円	—	19,050円
2倍		19,800円	18,000円	0円
2.5倍		24,750円	18,000円	0円

*特待生・兄弟姉妹在籍等、その他授業料減免対象となる場合の実質授業料は生徒状況により異なりますので別途お問合せください。

申請時期および申請方法

就学支援金は学校を窓口として各自で申請をしなければ受給することができません。

学校の指示に従い期日までに不備なく申請してください。

◎申請・届出時期

申請・届出時期により、対象となる課税証明書年度が異なります。そのため、収入変動や家庭状況により、各支給期間における支給金額がその都度認可・決定されます。

回数	申請・届出時期	支給期間	支給月数
1回目	高1(4月)	高1(4月)～高1(6月)	3ヶ月
2回目	高1(6月)	高1(7月)～高2(6月)	12ヶ月
3回目	高2(6月)	高2(7月)～高3(6月)	12ヶ月
4回目	高3(6月)	高3(7月)～高3(3月)	9ヶ月

◎申請・届出手続き

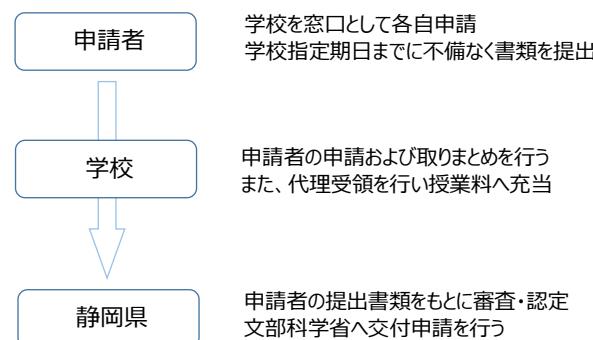
新規申請・更新申請ともに課税証明書＜原本＞の提出が必要となりますので、申請時期に合わせて遅滞なく該当年度の課税証明書を取得してください。

■新規申請■…初めて申請する場合

- ・受給資格認定申請書（申請書）
- ・課税証明書＜原本＞
- ・その他添付が必要となる書類 ※

■更新申請■…2回目以降の場合

- ・収入状況届出書（申請書）
- ・課税証明書＜原本＞
- ・その他添付が必要となる書類 ※



◎追加提出書類について

親権者および家庭状況により、以下の追加提出書類が必要となります。

その他添付が必要となるケース	
親権者状況	追加提出書類
母子・父子家庭	親権者が1名であることを証するもの ◎母子家庭等医療費助成金受給者証 ◎児童扶養手当証書 ◎戸籍謄本 など
両親のいずれかが海外赴任中	◎海外赴任証明書 ◎海外駐在証明書 など (勤務先が発行する書式で可)
その他	◎在寮証明書・住民票・申立書など

申請における注意事項

受給希望者は予め受給対象となるか確認し、申請に備え各種提出書類を準備しておくようにしてください。

（申請・届出の時期ごとに申請案内セットを配布します）

▼確定申告について▼

確定申告が必要な場合、課税証明書の取得（発行）までに数ヶ月かかる場合があります。課税証明書の取得遅れにより、就学支援金の申請が期日までにされなかった場合、該当月の受給ができないことがありますのでご注意ください。

滞りなく課税証明書が取得できるよう、事前に必ず確定申告をしておくようご注意ください。

▼家庭状況変動について▼

支給期間内で家庭状況等の変動があった場合には、速やかに報告し再申請する必要があります。（親権者の追加・変更等）その場合には総務部までご連絡いただきますようお願いします。

お問い合わせ先

聖隸クリストファー高等学校
総務部 就学支援金担当
(053) -436-5313